

別表（第9条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			金額				
区分	階層区分	定義	4月～6月	7月	8月	夏季休業日	
			9月～3月				
月曜日から金曜日まで利用	第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
	第2	市町村民税所得割非課税世帯	1,000	1,500	2,000	2,500	
	第3	市町村民 税所得割 課税世帯	77,100円以下	5,000	6,000	8,000	12,000
	第4		77,101円以上211,200円以下	7,000	8,000	10,000	14,000
	第5		211,201円以上	10,000	11,000	13,000	17,000
月曜日から土曜日まで利用	第1	生活保護世帯	0	0	0	0	
	第2	市町村民税所得割非課税世帯	2,000	2,500	3,000	3,500	
	第3	市町村民 税所得割 課税世帯	77,100円以下	8,000	9,000	11,000	15,000
	第4		77,101円以上211,200円以下	10,000	11,000	13,000	17,000
	第5		211,201円以上	13,000	14,000	16,000	20,000

備考

- この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯をいう。
- この表における所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しないものとする。